J27
5900－5950kHz、7300－7350kHz、9400－9500kHz、11600－11650kHz、12050－12100kHz、13570－13600kHz、13800－13870kHz、15600－15800kHz、17480－17550kHz及び18900－19020kHzの周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の規定の手続が適用される。また、決議第517（ＷＲＣ－07、改）に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。
J28
この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で航空移動（Ｒ）業務を除く移動業務の局に使用することができる。
J29
6765－6795kHz（中心周波数6780kHz）、61－61.5GHz（中心周波数61.25GHz）、122－123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244－246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯は、ＩＴＵ－Ｒの研究結果を踏まえて産業科学医療用（ＩＳＭ）装置にも使用することとする。なお、6765－6795kHz（中心周波数6780kHz）、122－123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244－246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。
J30
この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。
J31
7995－8005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。
J32
8291kHz、12290kHz及び16420kHzの搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。
J33
無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612（ＷＲＣ－12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。
J34
アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。
J35
この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。
J36
13360－13410kHz、25550－25670kHz、37.5－38.25MHz、73－74.6MHz、322－328.6MHz、406.1－410MHz、608－614MHz、1330－1400MHz、1610.6－1613.8MHz、1660－1670MHz、1718.8－1722.2MHz、2655－2690MHz、3260－3267MHz、3332－3339MHz、3345.8－3352.5MHz、4825－4835MHz、4950－4990MHz、4990－5000MHz、6650－6675.2MHz、10.6－10.68GHz、14.47－14.5GHz、22.01－22.21GHz、22.21－22.5GHz、22.81－22.86GHz、23.07－23.12GHz、31.2－31.3GHz、31.5－31.8GHz、36.43－36.5GHz、42.5－43.5GHz、42.77－42.87GHz、43.07－43.17GHz、43.37－43.47GHz、48.94－49.04GHz、76－86GHz、92－94GHz、94.1－100GHz、102－109.5GHz、111.8－114.25GHz、128.33－128.59GHz、129.23－129.49GHz、130－134GHz、136－148.5GHz、151.5－158.5GHz、168.59－168.93GHz、171.11－171.45GHz、172.31－172.65GHz、173.52－173.85GHz、195.75－196.15GHz、209－226GHz、241－250GHz及び252－275GHzの周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照）。
J37
13553－13567kHz（中心周波数13560kHz）、26957－27283kHz（中心周波数27120kHz）、40.66－40.70MHz（中心周波数40.68MHz）、2400－2500MHz（中心周波数2450MHz）、5725－5875MHz（中心周波数5800MHz）及び24－24.25GHz（中心周波数24.125GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ＩＳＭ）に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。
J38
15995－16005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。
J39
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。
J40
固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。
J41
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。
J42
75MHzの周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8－75.2MHzの保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。
J43
この周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動（Ｒ）業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第413（ＷＲＣ－07、改）の規定に従わなければならない。108－112MHzの周波数帯の航空移動（Ｒ）業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。
J44
この周波数帯において、121.5MHzの周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHzの周波数を121.5MHzの補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。
J45
118－118.875MHz、121.6－121.975MHz及び124.3－124.375MHzの周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。
J46
132－136MHzの周波数帯は、一次業務で航空移動（ＯＲ）業務にも分配する。航空移動（ＯＲ）業務の局の使用に当たっては、航空移動（Ｒ）業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。
J47
この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05－153MHz、322－328.6MHz、406.1－410MHz及び608－614MHzの周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能な全ての措置を執らなければならない。
J48
137－138MHz、400.15－401MHz、1525－1610MHz及び21.4－22GHzの周波数帯は、決議第739（ＷＲＣ－07、改）の規定を適用する。
J49
移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。